



2024年5月14日

各 位

会 社 名 ウシオ電機株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 朝日 崇文  
(コード番号 6925 東証プライム)  
問 合 せ 先 経理財務部長 伊藤 広己  
(TEL. 03 - 5657 - 1000)

### 役員報酬制度改定並びに 役員向け株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および当社と委任契約を締結している執行役員（以下、これらを併せて「取締役等」という。）の報酬制度の改定を決定し、それに伴い 2015 年より導入している当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員（国内非居住者である者を除く。以下、これらを併せて「対象取締役等」という。）を対象とした役員向け株式報酬制度（以下「本制度」という。）の一部改定に関する議案を2024年6月27日開催の第61期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1. 報酬制度改定の背景

2023年4月より実施してまいりました第2次中期経営計画に併せ、2023年4月より当該中期経営計画との連動性を高めた評価・報酬制度に改定しましたが、この度、当社を取り巻く事業環境に大きな変化が生じたことから当該中期経営計画の見直しを行い、2030年3月期までの新成長戦略として Revive Vision 2030（以下「新成長戦略」という。）を定め、2024年4月よりその Phase I（2025年3月期から2027年3月期まで）を遂行していくことといたしましたので、それに伴い、評価・報酬制度の一部を改定いたします。なお、当社は、報酬決定プロセスにおける客観性・透明性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会を設置しており、評価・報酬制度の見直しについては、指名・報酬諮問委員会の答申を経たものです。

#### 2. 報酬制度改定の内容

##### (1) 報酬に関する基本方針の改定

報酬に関する基本方針を以下のとおり改定いたします。

- ・ 経営目標の達成に向けたモチベーションとなるもの
- ・ 継続的かつ中長期的な業績向上と企業価値の拡大につながるもの
- ・ 会社業績および企業価値との連動性が高く、かつ透明性・客観性が高いもの
- ・ 報酬水準は、東証プライム上場企業ならびに同規模・同業種企業を踏まえ、多様で優秀な人材を確保・維持できる水準とする
- ・ ステークホルダーの信頼と支持が得られるよう、透明性のあるプロセスで決定する

(2) 短期業績連動の金銭報酬に係る指標の改定

短期業績連動の金銭報酬の評価指標を新成長戦略の Phase I における重要な指標と連動させるため以下のとおり改定いたします。

	取締役部分	執行役員部分	
指標	ROE (※)	連結営業利益率(※)	担当部門目標達成率
比率	100%	50%	50%
目標値	年度連結業績目標値に連動		担当部門ごとの年度業績目標値に連動

(※) ROEおよび連結営業利益率は将来の企業価値向上に資するポートフォリオ変革による選択と集中（事業買収や売却・撤退）を行う際に生じる計画外の一時的業績影響は除外した数値を使用します。

(3) 中長期業績連動の株式報酬に係る指標の改定

中長期業績連動の株式報酬の評価指標を新成長戦略の Phase I における重要な指標と連動させるため以下のとおり改定いたします。

	取締役部分	執行役員部分		
指標	ROE (※)	連結営業利益率(※)	エンゲージメント スコア	ESG評価スコア
比率	100%	70%	18%	12%
目標値	年度連結業績目標値に連動		ESG目標に連動	

(※) ROEおよび連結営業利益率は将来の企業価値向上に資するポートフォリオ変革による選択と集中（事業買収や売却・撤退）を行う際に生じる計画外の一時的業績影響は除外した数値を使用します。

(4) 本制度の改定

①対象期間の改定

現行の本制度は2026年3月期までを対象期間とし、設定済の本信託の信託期間は2026年8月に満了するところ、新成長戦略の Phase I が対象とする期間の最終事業年度にあたる2027年3月期までを本信託の対象期間にするとともに、本信託の信託期間を1年延長し、2027年8月末までに変更します。以降は今後策定される経営計画または経営戦略等（以下「経営戦略等」という）の対象となる事業年度を本制度の対象期間とします。

②当社が拠出する金銭の上限および対象取締役等に付与される株式ポイント数の上限の改定

新成長戦略の Phase I および今後作成される経営戦略等の対象となる事業年度に連動させるため、当社が拠出する金銭の上限および対象取締役等に付与される株式ポイント数の上限を以下のとおり改定いたします。

なお、対象取締役等に付与される株式ポイント数に係る評価指標は、引き続き経営戦略等の重要な指標、目標値と連動させます。

	改定前	改定後
当社が拠出する金銭の上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 事業年度を対象として <u>1,140</u> 百万円</li> </ul>	<p>対象期間においては、経営戦略等の対象となる事業年度の年数に応じて以下により積算する金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営戦略等の最終事業年度は合計 <u>456</u> 百万円</li> <li>・ その他の事業年度は合計 <u>342</u> 百万円 (新成長戦略の Phase I においては、合計 <u>1,140</u> 百万円)</li> </ul>
対象取締役等に付与される株式ポイント数の上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 事業年度を対象として、合計 <u>165,000</u> 株式ポイント</li> <li>・ 3 事業年度を対象として、合計 <u>420,000</u> 株式ポイント</li> </ul>	<p>対象期間においては、経営戦略等の対象となる事業年度の年数に応じて以下により積算する金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営戦略等の最終事業年度は合計 <u>165,000</u> 株式ポイント</li> <li>・ その他の事業年度は合計 <u>127,500</u> 株式ポイント (新成長戦略の Phase I においては、<u>420,000</u> 株式ポイント)</li> </ul>
業績達成条件の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象期間の業績目標および E S G 目標</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象期間の業績目標および E S G 目標 (新成長戦略の Phase I における業績目標および E S G 目標は、上記 2(3)のとおり)</li> </ul>

なお、その他の本制度内容に変更はございません。従前の本制度内容については、2015年5月11日付「役員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ」および2023年5月11日付「役員の報酬制度改定ならびに役員向け株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

(ご参考)

**【変更後の信託契約の内容】**

- ①信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ②信託の目的 対象取締役等に対するインセンティブの付与
- ③委託者 当社
- ④受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社  
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ⑤受益者 対象取締役等のうち受益者要件を充足する者
- ⑥信託管理人 専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者
- ⑦信託契約変更日 2024年8月8日(予定)
- ⑧信託の期間 2015年8月4日～2027年8月31日(上記変更による延長後の予定)
- ⑨議決権行使 議決権は行使しないものとします。
- ⑩取得株式の種類 当社普通株式
- ⑪信託金上限額 1,140百万円（信託報酬・信託費用を含む。）
- ⑫帰属権利者 当社
- ⑬残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

以 上